

5月3日に「押しつけ」憲法論を考える

5月3日は日本国憲法が施行されて67年目の記念日でした。安倍首相をはじめ多くの改憲論者は、憲法の制定過程を問題にして、現行憲法はGHQから押しつけられたものだと改憲を主張しています。今回は、この「押しつけ」憲法論について考えたいと思います。

GHQの介入を招く原因をつくったのは誰か

日本に降伏を勧告し、軍国主義の除去・領土の限定・武装解除・戦争犯罪人の処罰・日本の民主化など戦後の対日処理方針を表明したポツダム宣言を、日本は1945年8月14日に受諾しました。ポツダム宣言を受け入れることによって日本は、平和主義・民主主義・人権尊重の政治体制の実現を責務として国際社会に約束し、それまでの大日本帝国憲法（明治憲法）による政治・社会体制の変革を行うこと、すなわち新憲法を制定することが必然となりました。

1945年10月には松本蒸治を長とする憲法問題調査委員会が活動を開始しましたが、作成された憲法草案は天皇が統治権を総覧するという敗戦前の基本原則には手をつけず、議会の権限を少し拡充し、国民の権利や自由を若干手厚くする程度のものでした。この松本草案が毎日新聞にスクープされ、その内容を知ったGHQはあまりの認識の甘さに驚き、GHQ主体で憲法草案を作り始めました。

当時の日本の政治中枢が、ポツダム宣言を受諾した責務に基づいて平和と民主主義を基調とした憲法作成の方向に向かっていたら、GHQ側の大きな介入を招くことはなかった可能性が高かったことが見えてきます。しかし日本の政治中枢は国体護持しか眼中にないといっても過言ではない、ちょっときついで無反省で視野狭窄な状況にあいかわらずとらわれていて、平和・民主主義・基本的人権を基調とした社会づくりのための憲法制定作業をこうした人々に任せてはおけないという不信感をGHQに深くもたせてしまったといわざるを得ません。

民間の憲法草案を参考にしたGHQ

5月4日の朝日新聞は「(日本国憲法の)源は民の英知—『押しつけ』への反論」との見出しで、「五日市憲法草案」をGHQが参考にしたことや安倍首相の「まったくの素人がたったの8日間で作った」という批判に対してベアテ・シロタ・ゴードンの尽力で第24条の男女平等が実現したことを指摘しています。また、長崎市出身の高野岩三郎らの憲法研究会の「憲法草案要綱」には「国民主権」はもとより「象徴天皇」も明記されており、GHQは「憲法草案要綱」を英訳し参考にしたと記録があります。



【五日市憲法の碑】

国民の視点からの判断を

ある憲法の解説書にこんな意味の言葉がありました。「押しつけを理由に現在の憲法を非難する人々は出生の事情を問題にしている。しかし、憲法がどのように育ったかこそが問題なのだ」というようなものと記憶しています。国会の憲法調査会では、改憲論を採る多くの議員からも、憲法はその内容が重要であり、今日まで日本国民が憲法を受け入れてきた事実を尊重すべきであるという意見が提出され、「押しつけ」論は克服されたという見方が多数です。立憲主義の憲法は、国民が政府等の権力に憲法規範の遵守を強制することを本質としています。すると、「押しつけられた」かどうかは、国民の視点から判断することが必要でしょう。